

補助金申請から交付までの流れ

①事前相談	<p>申請予定者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金および先端設備等導入計画の認定申請について事前にご相談ください。 ※事前相談は土、日、祝日を除きます
②「先端設備等導入計画」の認定申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金申請の前に、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の申請・認定を受ける必要があります。 ・市HP掲載の「先端設備等導入計画策定の手引き」をご参考に認定申請書を作成し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 <p>※市HP「ページID検索欄」→1004766→検索 ※受付は土、日、祝祭日を除きます</p>
③「先端設備等導入計画」の認定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容を確認し認定の可否を決定し、申請者に通知いたします。 ・認定は申請いただいてから10日程度を要します。
④補助金交付申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市所定様式を作成し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 <p>※市HP「ページID検索欄」→1004474→検索</p>
⑤交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の可否を決定し申請者に通知いたします。
⑥事業着手	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。 ・交付決定前に着手したのものにつきましては交付対象になりません。なお、本補助金については、発注は事業着手に含まれません。 ・申請年度内に、納品、設置及び支払を実施することが必須となります。
⑦実績報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置、代金の支払が済みましたら、以下の書類を提出してください。 <p>○実績報告に必要な書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金実績報告書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し ③ 導入設備の写真
⑧補助金の請求・交付	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の内容を審査した後、請求書をご提出いただきます。 ・市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 <p>※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>

当該補助金の概要及び申請書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のページ番号を、横手市ホームページの「ページID検索欄」に入力するとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業(中小企業設備導入事業費補助金)のページ番号：1004474